

1. コロナ禍への対応について

- 事業者に対する資金繰りの支援として無利子・無担保融資の枠組みを利用していただいております、緊急性の高い事業者の方々には、ひとまずは資金が行き届いたのではないかと考えています。
- 引き続き事業者に寄り添いながら、無利子・無担保融資をはじめとする制度融資だけでなく、プロパー融資、条件変更など様々なメニューをニーズに応じて組み合わせていきたい。
- コロナ禍が長引いた場合、事業者に対する経営改善や事業再生支援が必要な場面が想定されるが、実態に応じた解決策をタイミングよく提供していくことが重要である。信用金庫の皆様は、まさに地域の中小・零細企業の支え手であり、真価が問われる局面だと考えています。
- 支援協議会や保証協会、信金中金などと連携するとともに、政府系金融機関が提供する資本金後ローンなどのメニューを組み合わせ、事業者への支援を行っていただきたい。
- コロナ後には、地域経済のあり方が変化することが考えられるが、その際には、会員のニーズを汲み取って付加価値を生み出すなど、新しい経済構造への転換をサポートしていただきたい。
- 事業者へのサポートを行っていく上で、もう少し資本の厚みが必要な場合には、先般の通常国会で成立した改正金融機能強化法の活用も一つの有力な選択肢と考えています。

2. 金融庁と財務局とで一体となったモニタリング

- 254ある信用金庫は、それぞれ基盤とする地域やその経済状況も異なることから個別に対話をさせていただくことが重要と考えており、これまで以上に金融庁と財務局・財務事務所とで連携していきたい。

3. 本事務年度の監督・モニタリングについて

- 新型コロナで影響を受けている地域の事業者をどう支えていくかが何よりもまず重要であり、①地域の関係者と連携した支援態勢の構築、②資金繰りニーズの状況と対応、③経営改善・事業再生支援の取組み、などについて、金融庁と財務局で一体となって、ヒアリングを実施予定。
- コロナ禍の影響が続く環境下においても、地域の事業者を支えていくために必要な金融機関自身の健全性を確保することが重要。コロナ禍が市場リスク・信用リスクに与える影響を注視し、対話を行うとともに、昨年度より開始した早期警戒制度にもとづく対話も引き続き行い、早め早めの具体的な改善を促す。
- 金融仲介機能の発揮を基礎とする持続可能なビジネスモデルの構築に向けた探究型対話を信用金庫・信用組合との間でも昨事務年度より試行。今事務年度は、会員や地域との深いつながりなど、「信用金庫らしさ」に着目し、そうした「強み」を引き出せるような対話を心掛ける。
- また、それぞれの信用金庫が金融仲介機能の発揮と健全性の確保を両立させていく上で、中央機関（信金中金・全信協）による経営・業務サポートが重要な役割を果たしている。業界全体の取組みの向上に資するよう、中央機関とも緊密に連携を図る。
- 監督・モニタリングをより実効的なものとしていくためには、財務局と金融庁との間で緊密に連携していくことが重要。電話会議やテレビ会議等のツールも活用しつつ、コミュニケーションを図っていく。

4. 日英 EPA の金融サービス分野の合意内容について

- 我が国通商交渉において、9月11日に日英 EPA の大筋合意に至った。
- 日英 EPA は、発効済みの日 EU・EPA をベースに交渉を行った。主な相違点としては、まず、従来含まれていなかったデータ・ローカライ

ゼーション関連の項目として、金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の域内設置要求を禁止する規定を新規に追加した。これは、従前からグローバルに事業展開する日系金融機関からの要望に応えるものである。

- 次に、英国も EU と同様、(日本を含む) 第三国規制に対する同等性評価・決定の枠組みを維持するとしているところ、本 EPA の金融規制協力附属書において、当該枠組みがより柔軟に運用されるよう修正した。
- 金融庁としては、これらの見直しにより、金融サービス分野における相互進出が一層促進され、両国民がより質の高い金融サービスを利用できることを期待している。

5. サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組み

- 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、脆弱性診断や演習の実施等に係る要請文※を昨年 9 月に発出し、その対応状況についてフォローアップしたところ、3 月末実績において、要請事項への対応に遅れが見られる先があった。

※ ①脆弱性診断の実施、②演習・訓練によるコンティンジェンシープランの実効性向上、③監視・分析状況の整理・対策強化 (2020 年 3 月末迄)

- 東京オリンピック・パラリンピックの開催は延期されたものの、本件はサイバーセキュリティ対策の最低目線として要請しているものであり、判明した課題については、しっかり対応いただきたい。
- 特に、演習は、コンティンジェンシープランの実効性を確認するために有用であり、経営陣として責任を持って対応頂きたい。
- 金融庁においても、対応が遅れている先について個別にフォローアップを行うなど、官民一体となって、業界全体のサイバーセキュリティ対策の強化を進めて参りたい。

6. LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応

- LIBOR は、貸出や債券、デリバティブ取引などで、国際的に広く利用されている金利指標であるが、2021 年末以降に恒久的に公表停止される可能性。
- 日本銀行と合同で、本年 12 月末時点を基準日とした LIBOR 利用状況調査を年明けに実施予定。今回の調査は、協同組織金融機関も対象とする方針。
- 協同組織金融機関においては、LIBOR を参照した貸出は少ないかもしれないが、変動利付債や仕組債といった有価証券を保有していたり、会計やリスク管理、システムなどで LIBOR を参照している可能性。
- 従って利用状況調査の実施に先立って、なるべく早期に LIBOR 公表停止の影響度を把握することが重要。
- 日本円金利指標に関する検討委員会が先月取りまとめた「LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画」や、金融庁と日本銀行が合同で、6 月 1 日に主要な金融機関の経営トップに対して発出した Dear CEO レターに記載した内容も参考にしてほしい。

7. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の更なる延期

- 今般、FATF が、本年 10 月に予定されていた対日審査の結果に関する議論を、2021 年 2 月の全体会合で行う旨公表。
- FATF 相互審査については継続して行われているところ、各金融機関におかれては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、全ての顧客のリスク評価やリスクに応じた継続的な顧客管理の実施など、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に引き続き取り組んでいただきたい。
- いずれにせよ、金融庁においては、日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう、引き続き、しっかりと対応してまいりたい。

8. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る顧客対応

- 現在、多くの金融機関におかれては、継続的顧客管理の開始に当たり、顧客情報の更新を行っていただいているところと承知している。しかしながら、一部においてその趣旨、必要性が十分に伝わっていないことなどから、金融庁にも金融機関の対応を問題視する声が届いているところ。
- 金融庁としても、国民に対する啓発を続けていきたいと考えているが、金融機関の皆様にも、顧客への依頼に当たっては、丁寧な対応を行い、「なぜ顧客情報の更新が必要か」という点についてしっかりとした説明を行うよう取り組んでいただきたく、金融庁よりその旨要請文を発出する予定。
- 各金融機関におかれては、要請文の内容を踏まえた対応をお願いしたい。

9. 顧客本位の業務運営

- 顧客本位の業務運営については、「令和2事務年度 金融行政方針」にも記載されているとおり、「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実や定着など、更なる進展を目指し取り組んでいく。
- また、9月18日には、「安定的な資産形成に向けた金融事業者の取り組み状況」を公表(※)したのでご覧いただきたい。

※ 「顧客本位の業務運営原則」を採択した各金融事業者の自主的な KPI や共通 KPI をまとめたもの。併せて、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針・自主的な KPI ・共通 KPI を公表した金融事業者のリスト」も公表
- 金融事業者全体として、本年3月末時点において投信を保有する顧客の運用損益がプラスの比率は、前年同期比で半分程度に減少(※)。

※ 共通 KPI の一つである「投資信託の運用損益別顧客比率」（2020 年 3 月末時点）に基づき算出（本年 6 月末までに当庁へ報告のあった金融事業者 218 社の単純平均）

- これは、新型コロナウイルス感染症の影響による市場の変動を受けたものではあるが、各金融機関における顧客の運用損益への影響の度合いには違いが見られた。
- 各金融機関においては、どのような要因で顧客の運用損益が影響を受けたのかを分析するなどし、顧客本位の業務運営に向けた今後の取組みにつなげていただきたい。
- 金融庁として、本年度も金融機関の取組みをフォローアップしていく。

10. スマホ決済等のサービスを利用した不正出金に向けた対応について

- NTT ドコモの「ドコモ口座」のほか、他の複数の資金移動業者の決済サービスにおいて不正出金事案が複数発生しており、金融庁では 9 月 15 日、預金取扱金融機関に対して、要請文を発出。
- これまでに確認されているところでは、不正出金被害が発生した銀行では共通して、資金移動業者のアカウントと銀行口座を連携し、口座振替（チャージ）を行う際、ワンタイムパスワード等の多要素認証を導入していなかった。
- こうした点を踏まえて、各金庫においては、資金移動業者に限らず、自らの預金口座と連携する他の事業者の決済サービスについて、振替プロセスに脆弱性がないか確認していただきたい。
- その結果、問題や脆弱性が認められる場合には、
 - ・ 資金移動業者等のアカウントとの連携時における認証手続の強化（多要素認証の導入など）を含むセキュリティの強化

- ・ 資金移動業者等における取引時確認の状況を確認するなど堅牢な手続きを導入するまでの間、足下での被害拡大防止の観点から、新規連携や資金のチャージの一時停止

等の対応を行っていただきたい。

- また、被害を心配される利用者から相談を受けた場合には、被害の有無に関わらず、利用者の不安を解消するべく、真摯な姿勢で迅速かつ丁寧に対応に努めていただきたい。

11. 令和2年7月豪雨による災害に対する金融上の措置について

- 令和2年7月豪雨による災害に対し、9県（熊本県、鹿児島県、福岡県、長野県、大分県、岐阜県、佐賀県、島根県、山形県）に災害救助法の適用がなされ、これを受け、財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出。
- こうした要請も踏まえ、復旧・復興に向けて、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。
- また、先日の台風10号により、九州地域を中心に被害が生じていることも踏まえ、地域の実情に応じた支援対応をお願いしたい。合わせて、昨年台風15号や19号により被災し、未だ復興の途上にある方々についても、引き続き支援対応いただきたい。

12. 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、規制改革推進会議より、各省庁は、書面・押印・対面を要する行政手続について、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、可及的速やかに緊急的な対応措置を講じるとともに、恒久的な制度的対応についても進めていくこととする旨が答申として示され、その着実な実施を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められた。

- 当庁としては、こうした経緯を踏まえ、電子化や法令の改正等を含む、制度的な対応の準備が整うまでの当面の間、緊急的な対応措置として、金融機関等による当局への申請・届出等について、以下のような対応を行うこととする通知文を7月17日に発出。
 - ① e-Gov または金融庁業務支援統合システム（以下「e-Gov 等」という。）に対応していない申請・届出について、システム対応するまでの間、原則として、eメールによる受付も可能とする。また、e-Gov 等に対応している申請・届出についても、申請者側に、e-Gov 等による提出の整備環境が無い場合においては、eメール受付も可能とする。
 - ② 押印（及び印鑑証明書の添付）の無い申請・届出等についても有効とする。
 - ③ 公的機関が発行する添付書類（登記事項証明書、住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）については、1ヶ月を目途として後日原本を送付することを前提に、電子データによる提出を可能とする
- 更に、当局が金融機関等から受け付ける全ての申請・届出等についてオンラインでの提出が可能となるように、令和2年度中に新たな電子申請・届出システムの開発を行うとともに、新たな電子申請・届出システムを令和3年度中に運用を開始する予定。
- この新たな電子申請・届出システムについては、原則、電子証明書を必要としないID・パスワード方式を用いる独自のシステムを開発する予定であり、各金融機関がいかなる申請・届出等においても、簡便に利用できるものとし、各金融機関の利便性等を重視したものとする予定である。また、現行のe-Gov ベースのシステムによる申請・届出や、暫定的に金融庁業務支援統合システムで受け付けていた登録金融機関としての事故等届出書の届出も、新システムの運用開始後、当分の間は並行して利用できるようにする予定である。今後、新システムの開発が進んでいく過程で各金融機関におかれては、ID・パスワード

発行の手続き等、ご協力をいただくことになるので、予めご承知いただきたい。

- また、こうした政府の方針を踏まえ、貴協会におかれても、各金融機関から求めている報告・届出等に関しては、可能な限り、書面・押印・対面を無くすよう、取り組んで頂きたい。
- 金融機関は、経済インフラである金融サービスを継続して提供する必要があることから、リモートによる手続が可能となるよう取組むことが重要。また、利用者利便の向上や生産性向上のため、デジタル化の流れを促進することが一層重要。経営トップのリーダーシップに期待。

13. 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」の成立について

- 総務省所管の「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案」（通称電話リレーサービス法案）が、6月12日に公布された。
- 同法は、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障がい者等と他者との間における電話による意思疎通を手話等により仲介する「電話リレーサービス」の提供を行う事業者を総務大臣が指定し、当該事業者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずるもの。
- 金融機関においても、口座、キャッシュカードの不正利用による取引停止、キャッシュカードや通帳等紛失時の取引停止といった場面で既に電話リレーサービスを導入している事例もある。
- 同法は、来年3月までの施行が予定されており、聴覚障がい者等の利便性向上を図る観点から直ちに電話リレーサービスの活用を検討いただきたい。

（以 上）